

たじっこクラブ業務委託プロポーザルについて寄せられた質問と回答

| NO | 寄せられた質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>利用負担金（実費）について、教材費及び行事に要する費用が挙げられているが、逆にクラブの事業内容として求められる遊びや学習を行う上でどのような費用が市からの委託料に含まれるのでしょうか？</p> | <p>原則、最低限必要とは判断できない遊び道具や児童個人に付与される教材などは、利用負担金（実費）となります。</p> <p>それ以外でクラブの運営上必要なものは市からの委託料に含まれます。</p> |
| 2 | <p>放課後児童支援員の研修は、平成 27 年度に始まったものであり、新規に有資格者を募集する場合、十分な応募者がいない可能性があります。その場合、年度当初は研修受講の資格を有する者を充て、年度内に順次研修を受講させるなどの対応は可能ですか</p> | <p>可能です。</p> |
| 3 | <p>コーディネーターが活動されるに際して要する以下の経費について、市・受託法人・利用者（実費負担分）のどちらがそれぞれ負担すべきですか</p> <p>①コーディネーターの人件費</p> <p>②コーディネーターが活動する上での交通費、消耗品費、印刷費、通信費等</p> <p>③コーディネーターが発掘した地域ボランティアの方にクラブで活動してもらう場合の交通費・消耗品費・謝礼等</p> | <p>①、②については市の負担、</p> <p>③については法人の負担となります。</p> |
| 4 | <p>現在クラブにある事務机、椅子、パソコン、その他が多治見市の備品であれば引き継ぐことができますか。</p> <p>引き継げるものがあればどのようなものがあるかお示してください。</p> | <p>原則事務机、事務椅子、座卓等を含めクラブ内の備品は原則市のものになるため、引き続き使用できますが、一部法人で購入した冷蔵庫やエアコン等もあります。詳細は個別にお伝えします。</p> <p>一方パソコン（コーディネーター用の物を除く）は、原則法人の備品ですので引き継ぎません。必要であれば新規法人で用意していただくこととなります。</p> |
| 5 | <p>新規の受託法人が前受託法人からリース契約を引き継ぐべきものはありますか。あればどのようなものがあるのかとリー</p> | <p>リース契約しているものはないと認識しています。</p> |

たじっこクラブ業務委託プロポーザルについて寄せられた質問と回答

| | | |
|---|---|---|
| | ス期間・リース料をお示してください。 | |
| 6 | 多治見市内及び岐阜県の学童保育連絡協議会への各クラブの加盟状況、会合、研修の開催の頻度、及びそれぞれの会費の額について教えてください。 | 加盟しているクラブはないと認識しています。 |
| 7 | 提出書類として法人のパンフレット(約14ページ)を添付することは可能ですか。 | 可能です。 |
| 8 | 各クラブの昨年度の諸経費ごとの実費をお示しいただくことは可能ですか。 | 各法人より収支報告書を提出していただいておりますが、それらの提出書類であれば閲覧可能です。 |
| 9 | 説明会において、光熱水費はまず定額が元々控除された上で契約額が決定され、更にそれ以上負担する場合は契約額の中から受託法人が支払うと理解しています。資料に受託法人が契約額の中から支払う空調設備に要する費用は示されていますが、水道料金、ガス料金について同様に負担すべきものはありますか。ある場合は昨年度の実績額をお示してください。 | <p>平成 29 年度に水道料金を個別に支払うのは、精華小第 2、共栄小の各クラブ受託法人になります。</p> <p>ガス料金は精華小第 2、昭和小、南姫小、笠原小の各クラブ受託法人が実費を負担しています。</p> <p>なお、共栄小は平成 28 年 8 月末に、精華小は平成 29 年 8 月末に学校内に移転予定ですが、移転後は光熱水費を定額で控除することになります。</p> <p>なお、各法人の収支報告書等の資料は閲覧可能です。</p> |